

第3次柴田町障害者計画

第6期柴田町障害福祉計画

第2期柴田町障害児福祉計画

概要版



だれもが生きるよろこびを実感できる、
自立と共生のまち柴田

令和3年3月
柴田町



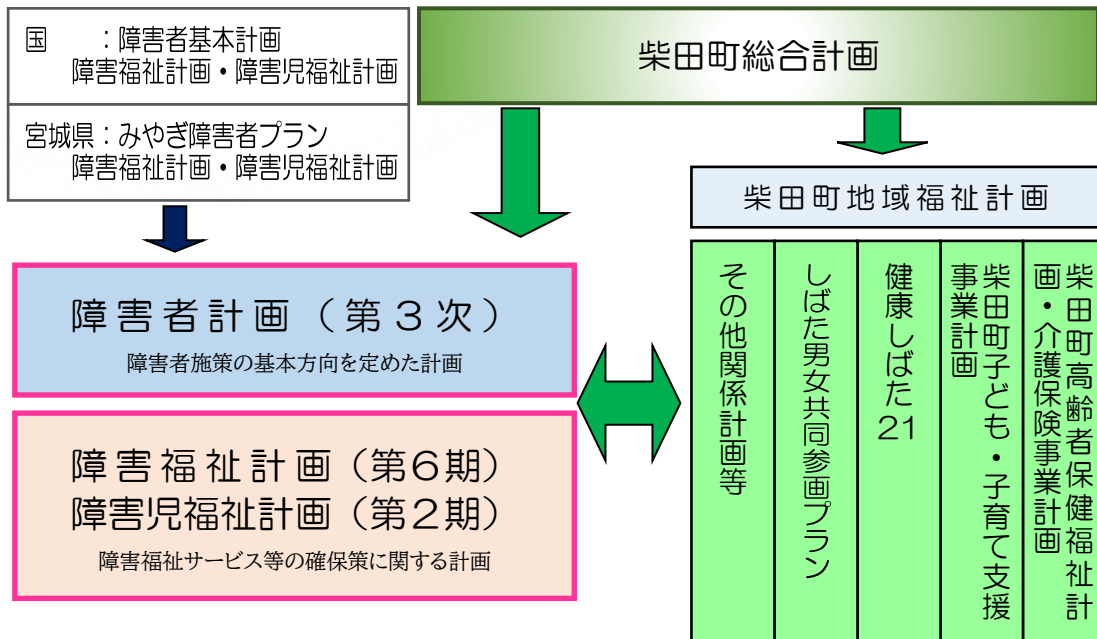
計画の基本的方向

◆計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」、そして「児童福祉法」を法的根拠とする「障害児福祉計画」を策定するものです。

これらの計画は、本町の上位計画である「柴田町総合計画」及びその他の福祉関連計画との連携、国や県の計画との整合性を図りながら策定しました。

【計画の位置づけ】



◆計画の期間

「第3次柴田町障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間で計画期間として策定します。「第6期柴田町障害福祉計画」及び「第2期柴田町障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。令和5年度に見直しを行い、次期計画を策定します。

【計画の期間】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次障害者計画	第3次障害者計画							
第5期障害福祉計画	第6期障害福祉計画				第7期障害福祉計画			
第1期障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画				第3期障害児福祉計画			

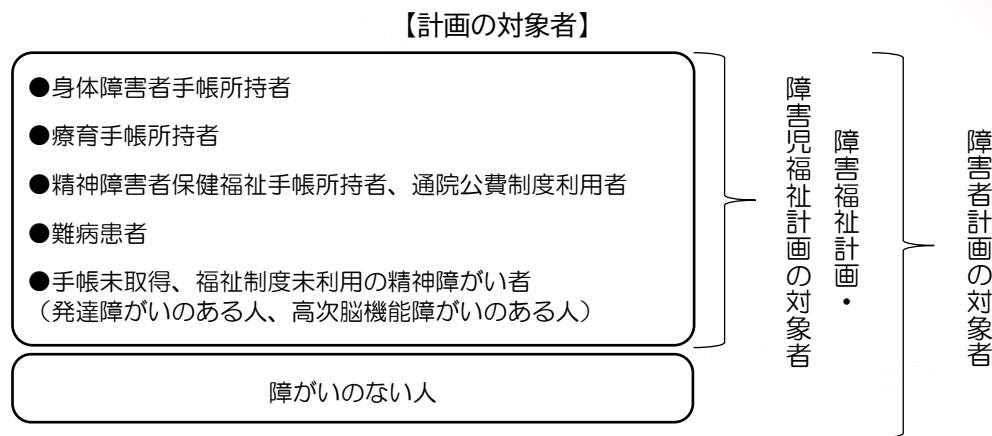
本計画の対象期間

◆計画の対象者

「障害者計画」は、障がい者だけでなく、すべての町民を対象とした計画です。一方、「障害福祉計画」は自立支援給付・地域生活支援事業を受ける障がい者を対象としています。

なお、これらの計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められていることから、身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるために継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

平成22年の障害者自立支援法の改正により高次脳機能障害、発達障がいも障がい者の範囲に含まれました。難病患者についても、平成25年の障害者総合支援法により障がい者の範囲に加えられています。



◆障がい者数の推移

令和元年度の障害者手帳所持者数は1,955人と、平成29年度の1,871人から84人(4.5%)増加しました。また、これまでの障がい者数の推移に基づき、障がい者数を推計したところ、本計画の最終年度である令和8年度には身体障害者手帳所持者が1,410人、療育手帳所持者が422人、精神障害者保健福祉手帳所持者が311人となり、今後も増加が続く見込みです。

【障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	1,871	1,878	1,955
身体障害者手帳所持者	1,302	1,292	1,339
療育手帳所持者	349	358	366
精神障害者保健福祉手帳所持者	220	228	250

出典：福祉課（各年度末現在）

【障害者手帳所持者数の推計】

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体	1,996	2,025	2,054	2,084	2,114	2,143
身体障害者手帳所持者	1,350	1,362	1,373	1,386	1,398	1,410
療育手帳所持者	382	390	398	406	414	422
精神障害者保健福祉手帳所持者	264	273	283	292	302	311

◆基本理念

障がいの有無に関わらず、すべての住民が安心して、自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、本計画では「だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田」を基本理念とします。

＜基本理念＞

だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田

◆基本方針

本計画の基本理念を実現するため、「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる」「一人ひとりが自分の生き方を選べる」「一人ひとりが尊重しあい、支えあう」の3つを基本方針として、だれもが住みよいまちづくりの実現を目指します。

＜基本方針1＞ 一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる

一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができるまちを目指します。それぞれの思いに寄り添った相談支援や福祉サービスの提供、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設、道路、住宅の整備、移動支援など、生活環境全般の充実を図ります。

＜基本方針2＞ 一人ひとりが自分の生き方を選べる

乳幼児期から高齢期まで、一人ひとりが自分らしい生き方のできるまちを目指します。障がいの早期発見・早期療育、社会での生活力を高める教育の充実を図るとともに、希望する就労や社会的な活動ができるよう、ライフステージに応じた支援を推進します。

＜基本方針3＞ 一人ひとりが尊重しあい、支えあう

一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを尊重し、思いやりの心を持って支え合うことが重要です。一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、共生が実感できるまちを目指します。障がいや障がいのある人への理解を深め、課題解決ができる環境整備に努めるとともに、地域の中での交流活動なども推進していきます。



◆施策の体系

《基本理念》

《個別の施策》

《主な施策》

だれもが生きるよろこびを 自立と共生のまち柴田 実感できる、	基本方針 1 一人ひとりが輝き、 自立した生活を 送れる	1 相談支援・情報提供の充実	総合的な相談支援体制の充実、生活相談に関する関係機関との連携、相談窓口の周知、定期的な情報発信、伝達手段についての情報周知
		2 福祉サービスの充実	福祉サービスの質の向上及び量の確保、地域生活支援の推進、補装具等の適正な支給、地域移行・地域定着支援、サービス等利用計画作成の推進
		3 コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション支援事業の周知、手話通訳者等の活用の推進
		4 移動手段の充実	外出支援サービスの充実、移動支援事業等についての周知の強化、自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成
		5 住まいの場の整備	ニーズに応じた住まいの場の充実、町営住宅の適切な管理
		6 生活環境のアクセシビリティの向上	誰でも利用しやすい公共空間の整備、交通環境の改善へ向けた協力要請
		7 地域で支える仕組みづくり	見守り活動の促進、ボランティア講座の開催
	基本方針 2 一人ひとりが 自分の生き方を 選べる	1 保健・医療の充実	地域医療の充実、救急医療体制についての住民への周知、各種医療費助成制度の推進、保健・医療体制の充実、健康づくりの支援、乳幼児期までの一貫した支援の充実、心の相談事業
		2 療育・就学前教育の充実	乳幼児期までの一貫した支援の充実（再掲）、むつみ学園の周知の促進、保育所等における障がい児の受け入れ、就学手続き等に関する情報提供の充実
		3 学校教育の充実	ニーズに応じた特別支援教育の推進、教職員の知識・スキルの向上、特別支援教育コーディネーター連絡協議会の活用、サポートファイルを活用した支援体制の推進
		4 雇用の促進	障がい者雇用の理解促進、障がい者雇用率の向上
		5 就労支援の推進	一般就労への移行支援の推進、自営業や在宅就労等の支援、福祉的就労の充実、工賃向上に向けた支援の充実、障害者就労支援事業所へ設備整備等補助金の交付
		6 生涯学習・スポーツ・社会活動の推進	障がいのある方にやさしい学習施設の整備、参加しやすい生涯学習事業の展開、図書館資料配送サービス、総合体育館建設などの施設整備、障がい者スポーツ事業の実施、サークル活動の支援
	基本方針 3 一人ひとりが 尊重しあい、 支えあう	1 障がい者理解の促進と差別解消の推進	柴田町理解促進研修・啓発事業、啓発活動の実施、福祉教育の推進、福祉のまちづくりに向けたマンパワーの養成
		2 権利擁護の推進	基幹相談支援センターとの連携強化、意思決定支援の推進、差別解消に向けた取組の推進、広報・啓発活動の実施、情報交換会の開催
		3 虐待の防止	基幹相談支援センターとの連携強化（再掲）、広報・啓発活動の推進（再掲）
		4 防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者の個別計画の策定の推進、福祉避難所の受け入れ体制等の整備の推進、「緊急通報システム」の利用促進、出前講座・研修等の実施、地域防災力の強化、住民との協働による交通安全施策の促進、関係団体との連携強化、広報啓発活動と防犯施設の整備の推進、地域力向上への支援、消費者トラブル防止策の推進
		5 行政サービスにおける合理的配慮の推進	行政サービスにおける合理的配慮の推進、情報バリアフリーの推進、選挙時における配慮の推進
		6 地域福祉活動・交流活動の推進	地域活動への参加促進、障がい者関係団体の活動支援、むつみ学園との交流事業、地域住民との交流促進、情報交換会の開催（再掲）

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標

これまでの実績や地域の実状を踏まえながら、国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標を次のとおり設定します。

項目		数値目標	
(1)福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	3人(令和5年度)	
(2)精神障がい者を地域全体で支える体制の構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	年1回
		関係者ごとの参加者数	各1人
		目標設定・評価の実施回数	年1回
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年3回	
(4)福祉施設から一般就労への移行等	①一般就労への移行	計画目標年度の年間一般就労移行者数	12人(令和5年度)
		うち 就労移行支援	8人(令和5年度)
		就労継続支援A型	2人(令和5年度)
		就労継続支援B型	2人(令和5年度)
	②就労定着支援事業の利用	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	70%(令和5年度)
③就労定着率	就労定着率が8割以上の事業所割合	70%(令和5年度)	
(5)相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施		有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		1件
	地域の相談支援事業者の人材育成のための支援		1件
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施		1回
(6)障害福祉サービス等の質の向上	福祉サービス等に係る各種研修等の活用		1人
	障害者自立支援審査支払等システム	審査結果の共有体制	有
		審査結果の共有の実施	1回
(7)児童発達支援センターの設置		1か所(令和5年度)	
(8)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		有(令和5年度)	
(9)重症心身障がい児の支援	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所(令和5年度)	
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所(令和5年度)	
(10)医療的ケア児の支援	医療的ケア児等のコーディネーターの配置	有(令和5年度)	

障害福祉サービスなどの見込量

(1) 自立支援給付事業の見込量

(1か月あたり)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	580 時間 34 人	580 時間 34 人	590 時間 34 人
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
補装具費		6 人	7 人	7 人
自立支援医療	更生医療	23 人	23 人	24 人
	育成医療	1 人	1 人	1 人
日中活動系サービス	生活介護	1,360 人日分	1,370 人日分	1,380 人日分
		71 人	72 人	73 人
	自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	20 人日分
		1 人	1 人	1 人
	自立訓練（生活訓練）	40 人日分	40 人日分	40 人日分
		2 人	2 人	2 人
	就労移行支援	200 人日分	200 人日分	200 人日分
		10 人	10 人	10 人
	就労継続支援（A型）	500 人日分	510 人日分	520 人日分
		23 人	24 人	25 人
	就労継続支援（B型）	1,900 人日分	1,900 人日分	1,900 人日分
		100 人	100 人	100 人
	就労定着支援	5 人	5 人	5 人
	療養介護	16 人	16 人	16 人
	短期入所（福祉型）	40 人日分	40 人日分	40 人日分
8 人		8 人	8 人	
短期入所（医療型）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	
	0 人	0 人	0 人	
居住系サービス	施設入所支援	35 人	35 人	34 人
	共同生活援助（グループホーム）	35 人	35 人	40 人
	自立生活援助	0 人	0 人	1 人
相談支援	計画相談支援	65 人	65 人	65 人
	地域移行支援	0 人	0 人	1 人
	地域定着支援	0 人	0 人	1 人



(2) 地域生活支援事業の見込量

① 必須事業

(1 か年あたり)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業		1 件	2 件	3 件
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	4 件	4 件	5 件
	要約筆記者派遣	1 件	1 件	1 件
手話奉仕員養成研修事業	基礎課程	1 人	1 人	1 人
	手話奉仕員	17 人	18 人	19 人
日常生活用具給付事業		1,163 件	1,180 件	1,196 件
	介護・訓練支援用具	2 件	3 件	4 件
	自立生活支援用具	2 件	3 件	4 件
	在宅療養等支援用具	3 件	4 件	5 件
	情報・意思疎通支援用具	14 件	15 件	16 件
	排泄管理支援用具	1,141 件	1,153 件	1,165 件
	住宅改修費	1 件	2 件	2 件
移動支援事業		5 箇所	5 箇所	6 箇所
		7 人	7 人	8 人
		200 時間	200 時間	250 時間
地域活動支援センター事業		2 箇所	2 箇所	2 箇所
		35 人	35 人	35 人
理解促進研修・啓発事業		有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有

② 任意事業

(1 か年あたり)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業		2 箇所	2 箇所	2 箇所
		6 人	6 人	6 人
日中一時支援事業		12 箇所	12 箇所	13 箇所
		40 人	42 人	45 人
		2,500 回	2,750 回	3,000 回
社会参加支援	社会参加促進事業	0 件	0 件	1 件
	自動車運転免許取得費助成	5 件	5 件	6 件
	自動車改造費助成	3 件	3 件	3 件

(3) 障害児福祉サービスの見込量

(1 か月あたり)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援		45 人日分	50 人日分	55 人日分
		6 人	7 人	8 人
医療型児童発達支援		0 人日分	0 人日分	20 人日分
		0 人	0 人	1 人
放課後等デイサービス		430 人日分	430 人日分	430 人日分
		35 人	35 人	35 人
保育所等訪問支援		0 人日分	0 人日分	20 人日分
		0 人	0 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援		0 人日分	0 人日分	20 人日分
		0 人	0 人	1 人
障害児相談支援		15 人	16 人	17 人